

# 新型インフルエンザ対策ガイドライン

## －フェーズ4以降－ について

### はじめに

近年の高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の世界的な流行、散発的なヒトの感染発生の継続から、次の新型インフルエンザ出現が強く懸念されている。世界保健機関（WHO）の公表によれば、2003年11月以降の高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の患者の発生状況は、2007年3月20日現在、発生国12か国、患者数281人（死亡者169人）となっている。

我が国においては平成18年6月「インフルエンザウイルス（H5N1）ガイドライン－フェーズ3－」を示したところであり、今回、フェーズ4以降について13のガイドラインを策定した。国外からの病原体の侵入を阻止する水際対策として、①検疫ガイドラインを示しており、また、国内に侵入した症例を一刻も早く発見するために、②サーベイランスガイドライン、発生初期の対応として③積極的疫学調査ガイドライン、④早期対応戦略ガイドラインを示した。さらに、国民への医療サービスの維持と新型インフルエンザの流行による被害拡大を最小限に抑えることを目的として、⑤医療体制に関するガイドライン、⑥医療施設等における感染対策ガイドライン、⑦医療機関における診断検査ガイドライン、⑧ワクチン接種に関するガイドライン、⑨抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン、といった医療に関するガイドラインも示している。

一方、新型インフルエンザは個人又は企業などが十分な知識と自覚を持ち、自らの問題として対策を講じることが重要であることから、⑩個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策ガイドライン、⑪事業者・職場におけるガイドライン、⑫情報提供・共有ガイドラインが示されている。また、残念ながら感染による被害者が大量に発生した場合においても、御遺体を適宜適切に取り扱う必要があることから、⑬埋火葬の円滑な実施に関するガイドラインも示している。こうした水際対策、公衆衛生対応、医療対応、社会対応などを総合的に講じることによって、可能な限り流行のスピードを緩め、感染者数のピークを抑えることで、医療サービス・社会機能を維持し、被害を最小化することが可能となるものと考えられる。

本ガイドラインは、現在までに得られた最新の知見に基づいたものであり、今後も継続的に検討し、必要に応じて随時更新していくものである。本ガイドラインが政府の新型インフルエンザ対策に資することを期待する。

# 新型インフルエンザ(フェーズ4以降)対策ガイドライン全体概略図

## 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 対 策 本 部 設 置

### 水際対策：国外からの流入を阻止

入国者への**検疫強化**（**検疫ガイドライン**）

**有症者**・・・**感染症指定医療機関に停留**

**無症状者**・・・**スクリーニング**（**質問票・サーモグラフィ**）

→**濃厚接触者**・・・（**通常の**）**医療機関に停留**

→**その他同乗者**・・・**健康監視**（**外出自粛、健康状況報告、マスク配布等**）

### 医療対応

### 社会対応

症例の**早期発見**：一刻も早い対応のために

**疑い症例報告システム**の確立  
（**サーベイランスガイドライン**）

発生初期の**対応**：状況把握と拡大防止

患者の**接触者調査**  
（**積極的疫学調査ガイドライン**）

発症予防のための**タミフル予防投与**  
& **薬剤以外**による**感染防御策**  
（**早期対応戦略**）

医療としての**対応**：拡大前に抑え込む

「**発熱外来**」の設置と**医療機関での隔離**  
（**医療体制に関するガイドライン**）

医療機関での**検査**  
（**医療機関における診断検査ガイドライン**）

**院内感染対策**  
（**医療機関における感染対策ガイドライン**）

（**ワクチン接種に関するガイドライン**）

（**抗インフルエンザウイルス薬**  
に関する **ガイドライン**）

社会での**対応**：拡大防止に努める

**企業等**での**対応**  
（**事業者・職場におけるガイドライン**）

**家庭等**での**対応**  
（**個人及び一般家庭・コミュニティ**  
・**市町村ガイドライン**）

**リスク・コミュニケーション**  
（**情報提供・共有に関するガイドライン**）

死亡した場合の**対応**

**遺体**の適切な取扱い  
（**埋火葬の円滑な実施**  
に関する**ガイドライン**）

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 対 策 専 門 家 諮 問 委 員 会 設 置